

公社等見直しに関する実行計画

平成14年12月

(平成16年12月修正)

(平成18年 3月修正)

(平成19年 3月修正)

(平成20年 3月修正)

(平成21年 3月修正)

(平成22年 3月修正)

(平成23年 3月修正)

(平成23年12月修正)

(平成24年 7月修正)

(平成25年12月修正)

(平成28年12月修正)

(平成30年 3月修正)

(平成31年 3月修正)

(令和 2年 5月修正)

(令和 3年 5月修正)

(令和 4年 5月修正)

(令和 4年10月修正)

福島県行財政改革推進本部

(公社等外郭団体見直し部会)

目 次

○ 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性		1
○ 公社等見直しに関する実行計画		
(企画調整部所管)		
福島県土地開発公社	《継続》	3
(保健福祉部所管)		
公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	《継続》	4
(商工労働部所管)		
公益財団法人福島県観光物産交流協会	《継続》	5
一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	《継続》	7
(農林水産部所管)		
公益財団法人福島県農業振興公社	《継続》	8
公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	《継続》	9
公益財団法人福島県栽培漁業協会	《継続》	12
(土木部所管)		
福島県道路公社	《修正》	13
公益財団法人福島県下水道公社	《継続》	14

※ 《継続》： 現行の「実行計画」(R4.5 修正)を継続
《修正》： 現行の「実行計画」(R4.5 修正)を修正

※ 福島県道路公社の実行計画は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成30年2月20日付け総財公第26号)に基づく、経営健全化方針を兼ねるものである。

公社等外郭団体見直しの今後の方向性について

「公社等外郭団体への関与等に関する指針（平成16年10月29日行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会決定）」に基づき令和4年度に実施した点検評価の結果及び県関与の状況等を踏まえた、設置者等である県としての公社等外郭団体見直し実行計画（以下「実行計画」という。）の見直しの今後の方向性は、次のとおりである。

I 実行計画の策定等を要する公社等（9団体）	
1 現行の実行計画（令和4年5月修正）を修正する公社等（1団体）	
公社名	今後の方向性
福島県道路公社	<input type="checkbox"/> 業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
2 現行の実行計画（令和4年5月修正）を継続する公社等（8団体）	
公社名	今後の方向性
福島県土地開発公社	<input type="checkbox"/> 「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行
(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県観光物産交流協会	<input type="checkbox"/> 「中期事業・運営計画」に基づく主体的な取組の実行
(一財)ふくしま医療機器産業推進機構	<input type="checkbox"/> 「事業計画書」に基づく主体的な取組の実行と抜本的な経営の見直し
(公財)福島県農業振興公社	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公社)ふくしま緑の森づくり公社	<input type="checkbox"/> 「経営改善計画書」に基づく主体的な取組の実行 <input type="checkbox"/> 今後の公社経営の在り方等の検討
(公財)福島県栽培漁業協会	<input type="checkbox"/> 新たな水産試験研究施設に対応する組織・人員体制等を踏まえた「次期経営計画」の策定
(公財)福島県下水道公社	<input type="checkbox"/> 民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

Ⅱ 実行計画の策定を要しない公社等（9団体）	
公 社 名	今 後 の 方 向 性
(公財)ふくしま自治研修センター	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県文化振興財団	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)ふくしま海洋科学館	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構	<input type="checkbox"/> 「中期計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県国際交流協会	<input type="checkbox"/> 「運営基本計画」に基づく主体的な取組の実行
(社福)福島県社会福祉事業団	<input type="checkbox"/> 「中長期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県産業振興センター	<input type="checkbox"/> 「中期事業計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	<input type="checkbox"/> 「中長期計画」に基づく主体的な取組の実行
(一財)ふくしま市町村支援機構	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行

団体名	福島県土地開発公社	継 続
-----	-----------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】
「福島県土地開発公社経営方針」（令和3年3月改訂）に基づいて、適正な債権管理を着実に実行する。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－適正な債権管理

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
適正な債権管理	公社は「経営方針」に基づき、着実な債権回収を図る。	18年度 ～	公社	

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考

進 行 管 理 体 制

- ◇ 企画調整部復興・総合計画課が進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	継 続
-----	-------------------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】
経営計画に基づく取組の着実な実行並びに定期的な経営計画の評価及び検証を行う。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－経営計画の着実な実行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
① 経営基盤の確立	ア 施設利用の促進 ・ 利用促進を図るため、県内外の学校、青少年団体に対する PR やソーシャルメディア等を活用した効果的な広報活動を行う。 イ 経費節減の実施 ・ 経費支出全体として不断の見直しを行い、除草作業等の業務委託を減らし支出の抑制に努めるとともに、各業務の見直しを行い経費の削減を図る。 ウ 収入増加策の取り組み ・ 有料広告の掲載等による自主財源の確保を検討する。	30年度 ～	機構	
② 効果的な事業の展開	ア 利用者満足度の向上 ・ 施設利用者や事業参加者へのアンケート調査の実施等により住民ニーズの把握に努め、更なる接遇の向上や研修を実施するなどサービスの向上に取り組む。 イ 県民ニーズを踏まえた事業の見直し ・ 外部有識者のアドバイザーを選任し、専門的な見地から事業全般への助言等を得るなど時代にあった取組を進める。 ウ 両施設のより効果的な運営 ・ 青少年会館と男女共生センターの組織 ・ 人員体制を含めた検討を引続き進める。	30年度 ～	機構	

進 行 管 理 体 制

- ◇ こども未来局こども・青少年政策課及び機構が進行管理を行う。
- ◇ 機構自らが進行管理する中で評価及び検証を行う。
 - ・ 機構の議決機関である評議員会を定期的に開催し、組織運営に係る重要な事項について意思決定を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が点検評価を定期的に実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県観光物産交流協会	継 続
-----	-------------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

中期事業・運営計画の目標値の実現に向けた取組

- 第1期中期事業・運営計画（平成21年度～平成25年度）
- 第2期中期事業・運営計画（平成26年度～令和2年度）※令和3年度まで延長
- 第3期中期事業・運営計画（令和4年度～令和8年度）

【目標1】

原子力災害による風評や新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する地域経済状況を踏まえ、関係機関と連携・協力し、観光と物産の連携強化を図り、「福島県」のイメージ及びブランド力の向上に取り組むとともに、ウィズコロナ、アフターコロナの時代の新しいスタイルの消費活動や交流に取り組む。

【目標2】

行政や民間業者と連携・協力しながら、公益法人にふさわしい事業を展開する。

【目標3】

協会の役割を確実に果たしていくために必要な組織運営の強化方針に基づき、組織体制及び財務体質の強化に取り組む。

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－風評払拭に向けた戦略的な観光誘客・県産品振興

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
福島県の観光と県産品の振興及び施設管理運営	<p>【観光振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県観光の認知度を向上させ、観光誘客に繋げるため、本県が強みとする自然・温泉・歴史・食・伝統工芸品等の魅力を効果的に情報発信する。 ○ 地域の課題である観光素材の発掘や磨き上げを支援するとともに、マイクロツーリズムやワーケーション等、新たな観光のトレンドに対応した観光地づくりを推進する。 ○ 風評の影響が強い教育旅行の早期回復に向け、学校等への教育旅行誘致キャラバンや誘致セミナーを行うとともに、教育旅行ワンストップ窓口の運営、SDGsに対応した探究型プログラムの造成等を行う。 ○ 外国人観光客誘客に向け、多言語ホームページ・SNS等による効果的な情報発信を行うとともに、コンテンツの磨き上げや地域の受入体制の拡充等を図る。 ○ 本県オンリーワンの学びの旅「ホープツーリズム」を推進するため、地域の関係機関と連携しながら受入体制の拡充を図るとともに、協会主催のツアーや旅行会社と連携したツアーを実施する。 <p>【県産品振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県観光物産館と日本橋ふくしま館を核として、県産品の魅力を訴求しながら、販売促進と販路開拓等に取り組むとともに、売れ筋商品や来館者のニーズ等を把握し、これを取引業者へフィードバックすることにより、商品の改良、開発につなげ、県産品の振興を図る。 ○ 日本橋ふくしま館は、売上増や経費節減による収支改善を図りながら、首都圏における情報 	令和3年度～8年度	協会	

	<p>発信拠点として魅力ある県産品の流通促進、販路開拓を図るとともに、県内各地の観光・イベント等の情報を発信することにより、観光誘客を図る。また、定住・二地域居住に関する情報を発信する。</p> <p>○ 令和3年9月に開設したオンラインストア「ふくふくマルシェ」の運営を通し、自身ではECサイトの運営が困難な事業者等の支援を行い、県産品の販売促進、販路拡大を図る。</p> <p>○ 県産酒や単独では販売力が弱い事業者の商品の流通促進・拡大を図るため、B to B型（企業間取引）の卸売事業を行う。</p> <p>【施設管理運営】</p> <p>○ 県有観光施設の適切な管理運営を行う。</p> <p>○ 季節に合わせたイベントの開催や旅行会社等への営業活動により観光客等の誘客促進を図る。</p>			
--	--	--	--	--

【目標2についての具体的な工程表】－公益目的事業の展開

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
公益認定基準の遵守	公益目的事業において、収支相償や公益目的事業比率といった関係法令に定められた基準を満たしながら、公益法人にふさわしい事業を実施する。	令和3年度～8年度	協会	

【目標3についての具体的な工程表】－経営基盤の強化

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 人件費・業務費の削減	業務量を踏まえた適切な人員配置に努めるとともに、業務内容の徹底した見直し・精査を行い経費の削減に努める。	令和3年度～8年度	協会	
② 柔軟な組織運営	<p>○ 協会内に設置した委員会を活用し、民間事業者等の意見を踏まえながら、戦略性のある効果的な事業執行に努める。</p> <p>○ 会員制度を活用した県全域からの要望や情報収集を行い、事業内容に反映させるとともに、会員数の増加に努め、組織体制の強化に向け、安定的な財源を確保する。</p> <p>○ 平成29年3月に策定した「人材の確保及び育成による組織運営の充実強化方針」に基づき、プロパー職員の採用や能力を高める人員配置や研修等の人材育成を強化し、組織力の向上を図る。</p>	令和3年度～8年度	協会	
③ 収益の確保	持続的な法人運営に必要な収益を確保する。	令和3年度～8年度	協会	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 観光交流局観光交流課及び協会が進行管理を行う。
- ◇ 協会自らが進行管理する中で評価、見直しを実施する。
- ・ 協会の議決機関である評議員会を定期的開催し、組織運営に係る重要な事項について意思決定を行う。
- ・ 理事会を年2回以上開催し、協会の業務執行の決定等を行う。
- ◇ 県は、協会の運営状況を随時確認するなど必要な助言等を行う。

団体名	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	継 続
-----	----------------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

医療機器に関する安全性評価と事業化支援並びに医療機器に関する医療従事者等への研修等を通じて、安全で信頼される医療機器の開発及び適正かつ安全な使用の促進を図り、もって医療の安全確保と医療関連産業の発展へ貢献することを目的とし、県内中小企業の医療関連産業への参入促進及び開発等の事業活動の活性化を目指す。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－令和3年度～令和7年度事業計画書に基づく事業実施

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
センターの安定的な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 「安全性評価機能」、「マッチング機能」、「コンサルティング・情報発信機能」及び「人材育成・訓練機能」の更なる強化を図るとともに、利用者に合わせたわかりやすい形で PR し、医療関連産業の振興に向けて、医療機器の開発から事業化までの一体的な支援を行う。 必要な職員を確保し、専門的職員の配置など組織体制を強化する。 OJT や各種セミナーの参加の他、国内外の主要機関及び大学や医療機器メーカー等と連携を取る等、研修の機会を確保し、職員の技術向上を図る。 これまでに取得した各認証（医療機器 GLP、ISO/IEC17025、AAALAC）の適切な維持を図る。 	令和3年度～7年度	機構	
収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> GLP 試験の実績を確実に積み上げるとともに、医療機器 GLP 適合施設として確固たる地位を築く。 これまで利用のあった企業のリピート率向上を図るほか、関係機関との連携強化等により新規利用者を獲得するための営業活動を実施する。 医療系専門学校における学生実習や臨床工学技士の単位取得認定実習等をセンターで継続的に行ってもらい、安定的な収入を確保する。 利用料金については、必要に応じて適宜見直しを行う。 	令和3年度～7年度	機構	
サービスの向上と経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へ提供するサービスの内容や質を充実させ、利用者アンケートを実施する等、顧客満足度の向上に取り組む。 施設及び設備等の適切な維持管理とサービスの向上に努めながら、運営経費について絶えず精査を実施し、経費削減を図る。 	令和3年度～7年度	機構	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 医療関連産業集積推進室及び機構が進行管理を行う。
- ◇ 機構の理事会及び評議員会で業務報告を行うとともに、月1回開催する運営会議で進捗状況を管理する。

団 体 名	公益財団法人福島県農業振興公社	継 続
-------	-----------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

健全経営の維持のため、農地中間管理事業の契約面積の拡大による手数料収入の確保に努めるとともに、県勢の発展に寄与する公益法人の在り方も念頭に置いて、「福島県農業振興公社中期経営計画」（令和2年3月策定）に基づき、農地の利用を集積する農地中間管理事業や就農前の研修期間の所得確保を支援する農業次世代人材投資事業（準備型）などの青年等の就農を促進する事業を積極的に推進するとともに、既存の事業に加え、本県農業の健全な発展に寄与する独自の新規事業を創設・実施する。

また、長期保有地の早期売却に向けて計画的に取り組む。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－中期経営計画に基づく事業推進

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
① 農地中間管理事業の推進	担い手への集積を達成すべく中期経営計画に従って、令和2～6年度の各年度において2,800haの中間管理権取得と農用地等の貸付を積極的に推進する。	令和 2年度 ～6年度	公社	
② 青年等の就農を促進する事業の推進	就農前の研修期間の所得確保を支援する農業次世代人材投資事業（準備型）などを活用し、新規就農者の増大を図る。	令和 2年度 ～6年度	公社	
③ 独自の新規事業の創設・実施	集落を単位とした営農組織への支援を行う事業等を創設・推進する。	令和 2年度 ～6年度	公社	
④ その他	開発関連長期保有地については、関係機関（県、関係市）と協議し、具体的な利活用計画が策定された地区の早期売却に努める。	令和 2年度 ～6年度	公社	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 農林水産部農業担い手課及び農業振興公社が進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】「森林の公益的機能の持続的発揮」

公社の管理する約1万5千haの造林地は、水源かん養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収源などの公益的機能を発揮しているものの、9割以上が4～9齢級（16年生から45年生）の森林であり、今後とも計画的な森林管理が必要である。

このため、公社経営の視点から、森林整備の重点化、長伐期・非皆伐施業の具現化、不成績林等（生育の芳しくない造地木、搬出の困難な造林地）の調査・分析を行い、分収林としての管理のあり方及び基準等を策定しながら、その基準をもとに公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備を図る。

また、森林経営管理法の制定等により市町村を中心とする森林経営管理制度の整備が進められており、これまで以上に関係市町村と連携した事業を実施する。

【目標2】「木材の生産、販売対策」

生産コストを抑制するため、十分な密度の路網を計画的に整備することにより効率的、安定的な木材生産を図るとともに、販売収入を確保するため、ICT技術の活用を図りながら、需要動向に応じた間伐材の搬出や、様々な手法による販売、販路開拓に取り組む。

【目標3】「公社運営の改善（コスト削減）」

本格的な伐採収入を得るまでは相当の期間を要し、その間に行う保育管理に係る費用は、国県の造林補助金及び借入金で賄うこととなる。新たな借入金の抑制、利子負担の軽減、事業費の抑制等の財務基盤の改善を図るため、公社自らの改善策、土地所有者の協力による改善策を着実に進める。（「ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画（第2次緑の森づくり新生プラン）」の着実な実行。）

今後とも継続して公社運営の在り方について、中長期の経営見通しを踏まえた経営改革を推進する。「ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画（計画期間：R元～R5）」の主な改善目標指標

	現況値	目標値
保育等施業(ha)	389	580
作業路等路網整備(m)	20,114	25,000
木材販売収入(千円)	59,589	33,000
運営経費(千円)	5,413	6,534
公庫資金繰上償還額(千円)	4,642	20,000
分収割合変更(%)	70.0	75.0

※なお、現況値はR3年度の値、目標値はR3年度における目標値、分収割合変更はR5までの到達目標値。

※これらの取組の収支改善効果は、H26年からR5年までの10年間で67.8億円と試算

『公社の主たる事業である「分収林事業」の概要』

公社による分収造林事業は、戦前戦後の森林の大量伐採による荒廃や戦後復興に伴う木材需要の増大に対応するため、国が推進した拡大造林政策の下、県の行う造林事業を補完（代替）する事業として取り組んできたものである。

事業の仕組みは、資金・労力がない等の理由で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年で、伐採後の売却収入から必要経費（伐採経費、搬出経費）を控除した金額を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続いていたが、昭和55年をピークに減少傾向が続いており、木材販売収入に多くを依存した経営は厳しい状況にある。

また、公社が経営する森林は、当分の間そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、主伐収入が期待できないため、借入金や補助金に頼らざるを得ない。（林業は、投資から回収まで極めて長期間を必要とする特殊性がある。）

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－森林の公益的機能の持続的発揮

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○効率的な森林整備	<p>下記事項について、重点的に取り組む。</p> <p>ア 効率的な森林整備の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正な管理と公益的機能の持続的発揮のために必要な事業量を確保しつつ、事業費の抑制を図るため必要最小限の事業を計画的に実施する。 ・針広混交林を目指す長伐期施業へと契約期間を変更し、森林の公益機能の高度発揮と再造林負担の軽減、材積の増加による将来販売収入の増、計画的な森林施業による事業費の縮減を図る。 契約期間：60年 ⇒ 80年（スギ）、90年（ヒノキ） ・森林施業の効率化、将来の木材搬出経費の縮減の視点から計画的に路網を整備する。 ・本県の森林再生を推進するため、公社造林地で先導的にふくしま森林再生事業に取り組むほか、事業実施個所としての市町村への提供など、率先した森林再生への取組を積極的に行う。 ・公社は一団のまとまった造林地の管理を行っていることから、森林経営管理制度の実施の中心となる市町村と連携し、公社造林地と一体的な整備が図られる人工林の管理・施業の受託、技術支援等により地域と一体となった森林整備を進める。 	18年度～	公社	
	<p>イ 森林の状況に応じた適切な管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長伐期・非皆伐施業の具現化に向け必要な施業に着手するとともに、不成績林等の実態を調査・分析し、基準等を策定しつつ、分収林契約の継続の可否の検討を含めた管理のあり方や、森林施業の重点化、集約化を図り、事業費用の将来の圧縮を図る。 	25年度～	公社	
		令和元年度～	公社	

【目標2についての具体的な工程表】－木材生産、販売対策の取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○木材の生産、販売対策	<p>下記事項に重点的に取り組む。</p> <p>ア 木材生産コスト低減のための路網整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備や間伐材搬出を行うための路網や作業土場を計画的に整備し、木材生産コスト低減を図る。 	18年度～	公社	
	<p>イ 需要動向に対応するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材需要動向を把握し、需要に柔軟に対応するため、林業関係団体と定期的に情報交換を行いながら、有利な時期の販売を図る。 ・間伐材の販売においては、素材販売での指名競争入札、委託販売、立木での現地販売など、多角的販売手法（販路開拓）に取り組み、増収を図る。 ・航空レーザ計測データなど ICT 技術の活用により資源情報の精度向上を図るなど、安定的な供給に向けた長期的な体制整備の検討を進める。 	18年度～	公社	
		19年度～	公社	
		令和元年度～	公社	

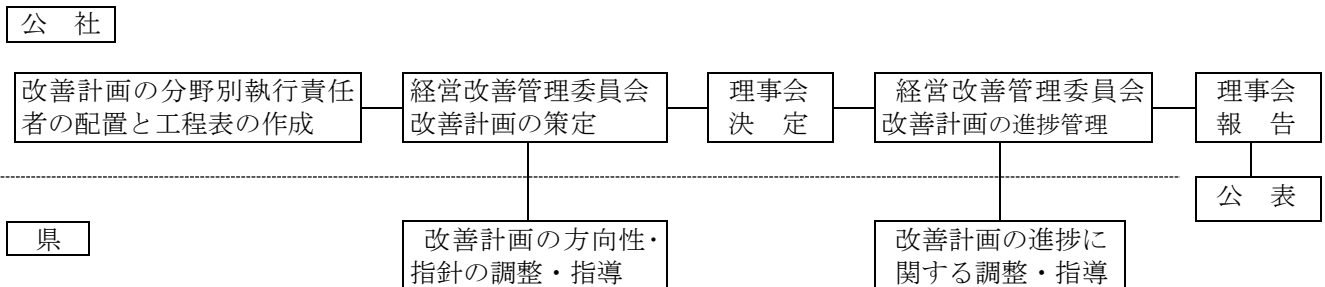
【目標3についての具体的な工程表】－公社運営の改善の取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○公社運営の改善	下記事項に重点的に取り組む。			
	ア 組織の見直しと職員の適性 ・公社の組織・人員体制（本社・1事業所体制）については、今後とも業務執行状況等を勘案し、その在り方について検討するとともに限られた人材を適正に配置する。	13年度～	県・公社	
	イ 管理費等運営経費の縮減 ・人件費や事務経費など運営経費の一層の縮減を図る。 ・森林整備においては、近接する団地等における同一施業の合併発注等、諸経費の削減を図る。	18年度～	公社	
	ウ 効果的な補助事業等の積極的な導入 ・高い補助率の造林補助事業を活用できるような事業に取り組むとともに、原則、非補助による事業は実施しない。 ・日本政策金融公庫からの借入金については無利子の森林整備活性化資金の積極的な活用を図る。	18年度～	公社	
	エ その他 ・今後も造林木を適正に管理し、森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、分収造林契約の見直しについて、土地所有者の理解を得て変更契約締結に取り組む。 公社60：土地所有者40 ⇒ 公社80：土地所有者20 ただし、市町村有地は、公社90：市町村10 ・東日本大震災及び原発事故後の本県の森林・林業を取り巻く環境変化や市町村と連携した森林経営管理等を考慮の上、中長期の経営見通しを踏まえた公社運営の在り方を継続して検討し、必要な対策を講じる。	18年度～ 26年度～	公社 県・公社	

進行管理体制

- ◇ 農林水産部林業振興課と公社が進行管理を行う。
- ◇ 令和元年度策定の「ふくしま緑の森づくり公社 経営改善計画（第2次緑の森づくり新生プラン）」の進行管理は、公社の経営改善管理委員会において行い、その実施状況は、毎年ホームページ等により公表する。

（進行管理の流れ図）



※経営改善管理委員会は公社副理事長、専務理事、市町村理事の担当課長及び林業振興課長を構成員とする。

- ◇ 県は運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県栽培漁業協会	継 続
-----	-----------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】
 平成31年2月に全面供用開始となった水産資源研究所における業務内容、生産規模に対応する組織・人員体制を踏まえた「次期経営計画」を策定する。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－ 「次期経営計画」の策定

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
①次期経営計画の策定	令和3年3月で福島県の漁業は試験操業を終了し、各漁協において本格操業に向けそれぞれの課題を段階的に解決し操業拡大に取り組んでいる状況。 次期経営計画では、この動きに対応した種苗の生産と放流を実施することが求められる。 操業に係る情報収集を行いつつ、策定内容の検討を進めていく。	29年度 ～	協会	
②その他	平成31年2月に全面供用開始となった水産資源研究所における初回生産放流までの間、国の「被災海域における種苗放流支援事業」の活用を継続する。	29年度 ～	協会	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 農林水産部水産課と協会が進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度随時調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	福島県道路公社	修 正
-------	---------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】
業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直しを行う。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
○ 業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し	<p>平成27年度から本社をあぶくま高原有料道路管理事務所へ移設した。</p> <p><見直し内容></p> <p>・業務量に見合った内部組織の改編と職員の適正配置（県派遣職員の引き上げ） 〔常勤役員及び職員数〕 H26 ～ 9名以下 → H28 ～ 6名</p> <p>有料道路の利用促進などの取組を踏まえた経営目標や経営の効率化等を内容とする第6期中期経営計画（R4～R6年度）を策定した。</p> <p>今後は、第6期中期経営計画を着実に実施するとともに、経営環境の変化にも適時適切に対応し、経営の安定化を図る。</p>	27年度～	公社・県	
		令和4年度～		

進 行 管 理 体 制

- ◇ 土木部道路計画課と公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

※ 福島県道路公社の実行計画は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号）に基づく、経営健全化方針を兼ねるものである。

団体名	公益財団法人福島県下水道公社	継 続
-----	----------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。

今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、更なる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－ 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
① 今後の管理方式の検証	<p>平成20年度から二本松処理区の維持管理を民間一括委託方式で行うことになり、業務状況を検証及び制度改善しながら、他の3処理区へも段階的に民間一括委託方式を導入していくこととした。</p> <p>平成23年度から県中処理区及び田村処理区についても、民間一括委託方式を導入したところであるが、更新を迎える令和2年度は二本松・県中・田村の3処理区をまとめて5年間の民間一括委託方式を導入した。</p> <p>【検証の方法】 平成20年度に学識経験者と流域下水道関係市町村の代表を構成員として設置した「民間一括委託制度評価委員会」において、引き続き制度を評価していく。</p>	<p>19年度～</p> <p>20年度～</p>	<p>県</p>	
② 検証内容等を踏まえた検討	<p>・評価委員会の制度評価を踏まえ、これまで経済性等の観点から委託の範囲の見直しを実施しており、県北処理区については、災害復旧後の施設・設備の稼働状況等をみながら、他処理区との一括委託や複数年度一括委託の導入など、より効果的な委託方法を検討していく。</p> <p>今後とも、検証内容等を踏まえ、より適切な制度となるよう、検討を進めていく。</p>	<p>23年度～</p>	<p>県・公社</p>	

③ 組織体制の見直しと新規事業の検討	<p>・平成23年の原子力災害により発生した放射性物質を含んだ下水汚泥の適切な保管及び減容化施設の運転管理の業務を実施していたが、一時保管していた汚泥は、令和4年5月までに全て場外搬出された。</p> <p>・今後発生する基準値を超える下水汚泥は減少していくことが見込まれるため、更なる経費削減のための減容化施設の導入について検討する。</p>	23年度 ～	県・公社	
	<p>・平成24年4月に公益財団法人に移行したことから、公益認定基準を遵守し、更なる下水道の普及啓発及び市町村支援の業務の強化を図っていく。</p>	24年度 ～		
	<p>・県北処理区においては、福島市堀河町終末処理場の流域下水道への接続に取り組んで行く。</p>	28年度 ～		
	<p>・公社は、民間一括委託の導入・拡大及び県と公社の役割分担の再構築を踏まえ組織体制を検討していく。</p>	25年度 ～		

進行管理体制

- ◇ ①については、土木部下水道課において進行管理を行う。
- ◇ ②、③については、土木部下水道課と公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 公社の運営状況について、県が毎年度随時に調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。